

【ミニシンポジウム1】

日本の減圧問題を考える

毛利元彦

日本海洋事業株式会社

日本における潜水作業・高気圧環境下の作業においては、労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、高気圧作業安全衛生規則などに従って作業が行われている。この中で、高気圧作業安全衛生規則は、潜函作業（潜函工法、圧気シールド工法など）および潜水作業（潜土木、沈潜引揚、水産業など）などの高気圧下の作業による減圧症（潜函病・潜水病）、その他、種々の高気圧障害がおこるおそれがあるために、これらの障害を防止する目的で制定されたものである。

この中に、潜水作業に使用される90メートル深度までの圧縮空気を使用しての世界に類のない減圧表を記載している。またこの規則第35条には純酸素使用制限として、「事業者は、潜水業務を行うときは、潜水作業者に純酸素を吸入させてはならない」としている。諸外国において到底考えられない矛盾した規則としか考えられないものである。

これらのことを踏まえて、防衛医科大学校 池田知純先生に「減圧表のあり方」、東京医科歯科大学医学部附属病院高気圧治療部 眞野喜洋先生には「形成気泡数からみた我が国の標準減圧表評価」、最後に圧気潜函工法の現場で作業をされている(株)白石 石井道夫先生に「日本の土木工事における高気圧作業と減圧要領の変遷」についてご講演をいただきまして、日本における減圧問題に係わる検討を、今後早急に進めていける一歩となれば幸いです。